

漁協系統信用事業における総合的な監督指針（新旧対照表）

改正後	現行
<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 組合監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－３ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－３－２ 利用者保護等</p> <p>Ⅱ－３－２－１ 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する利用者への説明態勢及び相談苦情処理機能</p> <p>Ⅱ－３－２－１－２ 主な着眼点</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）契約時点等における説明</p> <p>以下の事項について、内部規則等を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されているか検証する。</p> <p>① 商品又は取引の内容及びリスク等に係る説明</p> <p>契約の意思形成のために、利用者の十分な理解を得ることを目的として必要な情報を的確に提供することとしているか。</p> <p>なお、検証に当たっては、特に以下の点に留意する。</p> <p>イ.（略）</p> <p>ロ. 個人保証契約については、保証債務を負担するという意思を形成するだけでなく、その保証債務が実行されることによって自らが責任を負担することを受容する意思を形成するに足る説明を行うこととしているか。</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 組合監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－３ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－３－２ 利用者保護等</p> <p>Ⅱ－３－２－１ 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する利用者への説明態勢及び相談苦情処理機能</p> <p>Ⅱ－３－２－１－２ 主な着眼点</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）契約時点等における説明</p> <p>以下の事項について、内部規則等を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されているか検証する。</p> <p>① 商品又は取引の内容及びリスク等に係る説明</p> <p>契約の意思形成のために、利用者の十分な理解を得ることを目的として必要な情報を的確に提供することとしているか。</p> <p>なお、検証に当たっては、特に以下の点に留意する。</p> <p>イ.（略）</p> <p>ロ. 個人保証契約については、保証債務を負担するという意思を形成するだけでなく、その保証債務が実行されることによって自らが責任を負担することを受容する意思を形成するに足る説明を行うこととしているか。</p>

改正後	現行
<p>例えば、保証契約の形式的な内容にとどまらず、保証の法的効果とリスクについて、最良のシナリオだけでなく、最悪のシナリオ即ち実際に保証債務を履行せざるを得ない事態を想定した説明を行うこととしているか。</p> <p>また、<u>保証人に対し説明をした旨を確認し、その結果等を書面又は電子的方法で記録することとしているか。</u></p> <p>ハ. 経営者等との間で保証契約を締結する場合には、「経営者保証に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月 5 日「経営者保証に関するガイドライン研究会」により公表。以下「経営者保証ガイドライン」という。）に基づき、以下の点について、主債務者と保証人に対して、<u>丁寧かつ具体的に説明を行うこととしているか、また、保証人に対し、次に掲げる事項を踏まえた説明をした旨を確認し、その結果等を書面又は電子的方法で記録することとしているか</u>（Ⅱ—8—2 参照）。</p> <p>a <u>どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか、個別具体的内容（注）</u></p> <p>b <u>どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、個別具体的内容（注）</u></p> <p>c 原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められること (削る。)</p>	<p>例えば、保証契約の形式的な内容にとどまらず、保証の法的効果とリスクについて、最良のシナリオだけでなく、最悪のシナリオ即ち実際に保証債務を履行せざるを得ない事態を想定した説明を行うこととしているか。</p> <p>また、<u>必要に応じ保証人から説明を受けた旨の確認を行うこととしているか。</u></p> <p>ハ. 経営者等との間で保証契約を締結する場合には、「経営者保証に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月 5 日「経営者保証に関するガイドライン研究会」により公表。以下「経営者保証ガイドライン」という。）に基づき、以下の点について、主債務者と保証人に対して、丁寧かつ具体的に説明を行うこととしているか（Ⅱ—8—2 参照）。</p> <p>a <u>保証契約の必要性</u></p> <p>(新設)</p> <p>b 原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められること</p> <p>c <u>経営者による個人保証（以下「経営者保証」という。）の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性があること</u></p>

改正後	現行
<p><u>(注)「経営者保証に関するガイドライン」第4項(2)に掲げられている要素を参照の上、債務者の状況に応じた内容を説明。</u></p> <p><u>その際、可能な限り、資産・収益力については定量的、その他の要素については客観的・具体的な目線を示すことが望ましい。</u></p> <p>二．ホ．(略)</p> <p>ハ．経営者以外の第三者と根保証契約を締結する場合には、原則として、契約締結後、保証人の要請があれば、定期的又は必要に応じて随時、被保証債務の残高・返済状況について情報を提供することとしているか。</p> <p>② 契約締結の客観的かつ合理的な理由の説明</p> <p>利用者から説明を求められたときは、事後の紛争等を未然に防止するため、契約締結の客観的かつ合理的な理由についても、利用者の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行う態勢が整備されているか。</p> <p>なお、以下のイ．及びロ．の検証に関しては、それぞれに掲げる事項について利用者から求められれば説明する態勢、また、ハ．の検証に関しては、保証契約を締結する場合において上記ハ． a から c を説明する態勢及びその結果等を書面又は電子的方法で記録する態勢が整備されているかに留意する。</p> <p>イ．ロ．(略)</p> <p>ハ．保証契約</p> <p>保証人の立場及び財産の状況、主債務者や他の保証人との関係等を踏まえ、当該保証人との間で保証契約を締結する客観的かつ合理的な理由</p>	<p>(新設)</p> <p>二．ホ．(略)</p> <p>ホ．経営者以外の第三者と根保証契約を締結する場合には、原則として、契約締結後、保証人の要請があれば、定期的又は必要に応じて随時、被保証債務の残高・返済状況について情報を提供することとしているか。</p> <p>② 契約締結の客観的かつ合理的な理由の説明</p> <p>利用者から説明を求められたときは、事後の紛争等を未然に防止するため、契約締結の客観的かつ合理的な理由についても、利用者の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行う態勢が整備されているか。</p> <p>なお、以下のイ．からハ．までの検証に関しては、それぞれに掲げる事項について利用者から求められれば説明する態勢(ハ．の検証にあつては、保証契約を締結する場合に説明する態勢)が整備されているかに留意する。</p> <p>イ．ロ．(略)</p> <p>ハ．保証契約</p> <p>保証人の立場及び財産の状況、主債務者や他の保証人との関係等を踏まえ、当該保証人との間で保証契約を締結する客観的かつ合理的な理由</p>

改正後	現行
<p>a・b (略)</p> <p>c 経営者等に保証を求める場合には、経営者保証ガイドラインに基づき(Ⅱ-8-2参照)、当該経営者等と保証契約を締結する客観的かつ合理的な理由(注)</p> <p><u>(注)客観的かつ合理的な理由の説明に当たっては、どの部分が十分ではないために保証契約が必要なのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、について、債務者の状況に応じて、個別具体的に説明を行う。</u></p> <p><u>その際、可能な限り、資産・収益力については定量的、その他の要素については客観的・具体的な目線を示すことが望ましい。</u></p> <p>③・④ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 取引関係の見直し等の場合の対応</p> <p>借り手中小漁業者等との取引関係の見直し等を行う場合の対応については、組合の営業上の判断に則した本来の説明を的確に行う態勢が整備されることが必要であり、その際、行政庁検査や系統金融検査マニュアル等を口実とするなどの不適切な説明が行われないよう留意することが必要である。</p> <p>このため、下記の①から③の場合において、それぞれ下記のような適切な説明等の対応を行う態勢が整備されているかどうかについて検証するものとする。</p> <p>①・② (略)</p>	<p>a・b (略)</p> <p>c 経営者等に保証を求める場合には、経営者保証ガイドラインに基づき(Ⅱ-8-2参照)、当該経営者等と保証契約を締結する客観的かつ合理的な理由</p> <p>(新設)</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 取引関係の見直し等の場合の対応</p> <p>借り手中小漁業者等との取引関係の見直し等を行う場合の対応については、組合の営業上の判断に則した本来の説明を的確に行う態勢が整備されることが必要であり、その際、行政庁検査や系統金融検査マニュアル等を口実とするなどの不適切な説明が行われないよう留意することが必要である。</p> <p>このため、下記の①から③の場合において、それぞれ下記のような適切な説明等の対応を行う態勢が整備されているかどうかについて検証するものとする。</p> <p>①・② (略)</p>

改正後	現行
<p>③ 延滞債権の回収（担保処分及び個人保証の履行請求によるものを含む。）、債権譲渡、企業再生手続（法的整理・私的整理）及び保証人の個人再生手続等の場合</p> <p>イ・ロ．（略）</p> <p>ハ．特に<u>経営者による個人保証（以下「経営者保証」という。）</u>における保証債務の履行に際しては、経営者保証ガイドラインに基づき、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の履行能力、経営者たる保証人の経営責任や信頼性、破産手続における自由財産の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定する態勢となっているか（Ⅱ－８－２参照）。</p> <p>二．（略）</p> <p>（７）・（８）（略）</p> <p>Ⅱ－４ 金融仲介機能の発揮</p> <p>Ⅱ－４－２ 主な着眼点</p> <p>上記の基本的役割を踏まえ、各組合が金融仲介機能を組織全体として継続的に発揮するための態勢整備の状況も含め、各組合の取組状況を検証することが必要である。このため、以下の着眼点に基づき検証していく（中小漁業者等に対するコンサルティング機能の発揮に関する着眼点は、Ⅱ－５－３を参照）。</p> <p>（１）～（４）（略）</p> <p><u>（５）保証契約を締結する場合には、どの部分が十分でないために保証契約</u> <u>が必要なのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性</u></p>	<p>③ 延滞債権の回収（担保処分及び個人保証の履行請求によるものを含む。）、債権譲渡、企業再生手続（法的整理・私的整理）及び保証人の個人再生手続等の場合</p> <p>イ・ロ．（略）</p> <p>ハ．特に<u>経営者保証</u>における保証債務の履行に際しては、経営者保証ガイドラインに基づき、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の履行能力、経営者たる保証人の経営責任や信頼性、破産手続における自由財産の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定する態勢となっているか（Ⅱ－８－２参照）。</p> <p>二．（略）</p> <p>（７）・（８）（略）</p> <p>Ⅱ－４ 金融仲介機能の発揮</p> <p>Ⅱ－４－２ 主な着眼点</p> <p>上記の基本的役割を踏まえ、各組合が金融仲介機能を組織全体として継続的に発揮するための態勢整備の状況も含め、各組合の取組状況を検証することが必要である。このため、以下の着眼点に基づき検証していく（中小漁業者等に対するコンサルティング機能の発揮に関する着眼点は、Ⅱ－５－３を参照）。</p> <p>（１）～（４）（略）</p> <p>（新設）</p>

改正後	現行
<p><u>が高まるか、の客観的かつ合理的な理由について、利用者の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行うこととしているか。</u></p> <p>Ⅱ－８ 経営者保証ガイドラインの融資慣行としての浸透・定着等 Ⅱ－８－１ 意義</p> <p>中小漁業者等の経営者保証には、中小漁業者等の経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や就漁・創業を志す者の起業への取組み、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、中小漁業者等の活力を阻害する面もあり、経営者保証の契約時及び履行時等において様々な課題が存在する。</p> <p>こうした状況に鑑み、中小漁業者等の経営者保証に関する中小漁業者等、経営者及び金融機関による対応についての自主的自律的な準則として経営者保証ガイドラインが定められた。</p> <p>この経営者保証ガイドラインは、経営者保証における合理的な保証契約の在り方等を示すとともに主債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、中小企業団体及び金融機関団体の関係者が中立公平な学識経験者、専門家等と共に協議を重ねて策定したものであって、主債務者、保証人及び対象債権者によって、自発的に尊重され、遵守されることが期待されている。</p> <p>漁協系統金融機関においては、経営者保証に関し、経営者保証ガイドラインの趣旨や内容を十分に踏まえつつ、漁業経営の特殊性にも配慮した適切な</p>	<p>Ⅱ－８ 経営者保証ガイドラインの融資慣行としての浸透・定着等 Ⅱ－８－１ 意義</p> <p>中小漁業者等の経営者保証には、中小漁業者等の経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や就漁・創業を志す者の起業への取組み、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、中小漁業者等の活力を阻害する面もあり、経営者保証の契約時及び履行時等において様々な課題が存在する。</p> <p>こうした状況に鑑み、中小漁業者等の経営者保証に関する中小漁業者等、経営者及び金融機関による対応についての自主的自律的な準則として経営者保証ガイドラインが定められた。</p> <p>この経営者保証ガイドラインは、経営者保証における合理的な保証契約の在り方等を示すとともに主債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、中小企業団体及び金融機関団体の関係者が中立公平な学識経験者、専門家等と共に協議を重ねて策定したものであって、主債務者、保証人及び対象債権者によって、自発的に尊重され、遵守されることが期待されている。</p> <p>漁協系統金融機関においては、経営者保証に関し、経営者保証ガイドラインの趣旨や内容を十分に踏まえつつ、漁業経営の特殊性にも配慮した適切な</p>

改正後	現行
<p>対応を行うことにより、<u>経営者保証ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくことが求められており、その取組方針等を公表することが望ましい。</u></p>	<p>対応を行うことにより、<u>経営者保証ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくことが求められている。</u></p>
<p>Ⅱ－８－２ 主な着眼点</p>	<p>Ⅱ－８－２ 主な着眼点</p>
<p>(1) 経営陣は、<u>経営者保証ガイドラインを尊重・遵守する重要性を認識し、主導性を十分に発揮して、経営者保証への取組方針等を明確に定めているか。</u>また、当ガイドラインに示された経営者保証の準則を始めとして、以下のような事項について職員への周知徹底を図っているか。</p>	<p>(1) 経営陣は、<u>経営者保証ガイドラインを尊重・遵守する重要性を認識し、主導性を十分に発揮して、経営者保証への対応方針を明確に定めているか。</u>また、当ガイドラインに示された経営者保証の準則を始めとして、以下のような事項について職員への周知徹底を図っているか。</p>
<p>① (略)</p>	<p>① (略)</p>
<p>② <u>経営者保証の契約時の対応（適切な保証金額の設定や、保証契約を締結する場合にはどの部分が十分ではないために保証契約が必要な</u> <u>のか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高ま</u> <u>るか、の客観的かつ合理的な理由について、利用者の知識・経験等に</u> <u>応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行うこと</u> <u>を含む。）</u></p>	<p>② 経営者保証の契約時の対応（適切な保証金額の設定を含む。）</p>
<p>③～⑤ (略)</p>	<p>③～⑤ (略)</p>
<p>(2) 経営者保証ガイドラインに基づく対応を適切に行うための内部規定やマニュアル（<u>経営者保証ガイドライン第4項（2）に掲げられている要素を参照の上、可能な限り、資産・収益力については定量的、その他の要素については客観的・具体的な目線を示すこと</u>を含む。）、契約書の整備、本部による営業支援態勢の整備等、必要な態勢の整備に努めているか。</p>	<p>(2) 経営者保証ガイドラインに基づく対応を適切に行うための内部規程やマニュアル、契約書の整備、本部による営業店支援態勢の整備等、必要な態勢の整備に努めているか。</p>
<p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(3)～(5) (略)</p>

改正後	現行
<p>(6) 保証契約を締結する場合には、どの部分が十分ではないために保証契約が必要なのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、の客観的かつ合理的な理由についても、利用者の知識・経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行う態勢が整備されているか。また、その結果等を書面又は電子的方法で記録する態勢が整備されているか。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(7)・(8) (略)</p>	<p>(6)・(7) (略)</p>
<p>II-8-3 監督手法・対応</p> <p>漁協系統金融機関による上記の取組については、主債務者、保証人及び対象債権者が経営者保証ガイドラインに基づく対応に誠実に協力することによって継続的かつ良好な信頼関係が構築・強化されるとともに、各ライフステージにおける中小漁業者等及び就漁・創業を志す者の取組意欲の増進が図られ、ひいては漁協系統金融の実務の円滑化を通じて中小漁業者等の活力が一層引き出され、日本経済の活性化に資するよう、金融機関等による積極的な活用を通じて、経営者保証ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくことが重要であるとの政策趣旨に鑑み、適切に取り組む必要がある。</p> <p>こうした取組態勢や取組状況を踏まえ、<u>各種ヒアリングの機会等を通じ、経営者保証ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させるための取組方針等を公表するよう漁協系統金融機関に促していく。</u></p> <p>さらに、<u>監督上の対応として、内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合には、必要に応じ、報告（水協法第122条に基づく報告を含む。）を求めて検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば、水協法第</u></p>	<p>II-8-3 監督手法・対応</p> <p>漁協系統金融機関による上記の取組については、主債務者、保証人及び対象債権者が経営者保証ガイドラインに基づく対応に誠実に協力することによって継続的かつ良好な信頼関係が構築・強化されるとともに、各ライフステージにおける中小漁業者等及び就漁・創業を志す者の取組意欲の増進が図られ、ひいては<u>中小企業金融</u>の実務の円滑化を通じて中小漁業者等の活力が一層引き出され、日本経済の活性化に資するよう、金融機関等による積極的な活用を通じて、経営者保証ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくことが重要であるとの政策趣旨に鑑み、適切に取り組む必要がある。</p> <p>こうした取組態勢や取組状況を踏まえ、<u>監督上の対応を検討することとし、内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合には、必要に応じ、報告（水協法第122条に基づく報告を含む。）を求めて検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば、水協法第122条に基づき報告を求め、又は、重大な問題があると認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令を発出するものとする。</u></p>

改正後	現行
122条に基づき報告を求め、又は、重大な問題があると認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令を発出するものとする。	

附 則

この通知の改正は、令和5年4月1日から適用する。